

# 【ECサイト販売商品のルール・規定】

## ■ 販売・登録可能な商品

本サービスの利用にあたり、以下の商品登録は可能となります。

- 1.洋服・子供服などの衣類・靴などのアパレル用品
- 2.活動グループのオリジナルグッズ
- 3.指輪・ネックレス・ブレスレットなどのアクセサリー類
- 4.研修・講座・オンラインレッスンなどのサービス事業※
- 5.音楽LIVE・トークイベントなどのチケット※
- 6.レンタルスタジオ
- 7.加工食品・お菓子類・果物などの食品関連※
- 8.お酒類※

※は別途販売に際してルールが必要なものとなりますので、詳しくは該当するページをご確認願います。

## ◆4.研修・講座・オンラインレッスンなどのサービス事業に関して

販売商品がモノではなく、コト・サービスの内容になるため  
販売する際は、販売の証明書として購入者にチケット・受講票など何か購入の証明となるものを  
別途必ず送る必要がございます。

## ◆5.スタジオでの音楽LIVE・トークイベントなどの観戦チケットなどに関して

4.同様に販売商品がモノではなく、コト・サービスの内容になるため  
販売する際は、販売の証明書として購入者にチケット・受講票など何か購入の証明となるものを  
別途必ず送る必要がございます。

本サービス内で取り扱える商品の中で、以下の商品に関しましては必要な許可・届けが必要となります。

	取り扱う商品サービス	関連法律	申請する許可届出等	許可を申請する場所
1	食品の販売	・食品衛生法	・食品衛生法に基づく営業許可	所轄の保健所
2	酒類の販売	・酒税法	・通信販売酒類小売業免許 ※ネットショップで2つ以上の都道府県に販売する場合	所轄の税務署
3	健康食品の販売	・食品衛生法 ・医薬品医療機器等法 ・薬機法 ※種類による	・医薬品医療機器等法に基づく許可 ※種類による	所轄の保健所 各都道府県の薬務課 ※種類による
4	中古品の買い取り・販売	・古物営業法	・古物商許可	所轄の警察署 生活安全課
5	化粧品の製造・販売	・医薬品医療機器等法 ・薬機法	・化粧品製造販売許可 ※ブランド化粧品を直接輸入販売する場合 ・医薬部外品製造販売許可 ※国内の製造業者や輸入業者からの仕入れの場合は不要	所轄の保健所 各都道府県の薬務課 など

## ◆7.食品関係

・農家から直送するものや加工品(パッケージされたもの)は許可がいないケースもありますが、仕入れた商品を小分けにパッケージして販売する場合は保健所の許可が必要となります。食品が包装されているか包装されないかで、営業の種類や規模によっても許可が必要になるかは変わってくるため、詳しくは所轄の保健所に相談ください。

【許可がいるもの】

・調理された食べ物(料理・お菓子など)、魚介類・生鮮肉・乳製品

## ◆8.酒類

・通販販売酒類小売業免許で取扱いできるのは、品目ごとの課税移出数量が3000リットル未満の規模の小さいものや輸入酒に限られます。

【許可がいるもの】

・アルコール度1%以上のもの

※つまりは酒税法の対象となるもの。調味料として使われるみりんなども、アルコール度14%程度あるため酒税法による製造・販売の許可が必要

# 【 ECサイト販売商品のルール・規定】

## ■ 販売・登録禁止商品

本サービスの利用にあたり、以下の商品登録は禁止と致します。

1. 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物等の禁制品
2. 大麻種子、合法ハーブ(脱法ハーブ)、合法ドラッグ（脱法ドラッグ）に関連する商品等
3. 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器等。
4. アダルトビデオ、DVD、ヌード写真、アダルトグッズ、ゲーム等、18歳未満の青少年への販売を制限する情報やその他性風俗、アダルトに関する商品全般。
5. わいせつ物、児童ポルノに関連する商品等
6. 使用済み下着、制服等
7. 売春、児童売春
8. 賭博、富くじに関連する商品等
9. 無限連鎖講、マルチ商法に関連する商品等
10. たばこ
11. 現金
12. 銀行口座等
13. 商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券、その他の有価証券等の金券類  
(ただし、当社から事前に販売許可を得ているものに関しては販売を認めます。)
14. 偽ブランド品、模造品・海賊版(違法コピー商品等)
15. マジコン、パンドラバッテリー等の違法コピーを助長させる機器または関連商品
16. 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他犯罪により入手した商品
17. スタンガン、催涙スプレー、法令により携行を禁止された刃物、盗聴器
18. 超小型カメラ、赤外線カメラ等のうち、犯罪に使用される恐れがあると当社が判断した商品
19. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等第三者の知的財産権を侵害する商品等
20. コンピュータウイルスを含むソフトウェア、コピープロテクトを権限なく解除したデジタルコンテンツ、又はコピープロテクトを回避する等の方法を教示するようなもの。
21. ゲーム等におけるキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等のデータ等  
(いわゆるリアルマネートレーディング)、オンラインゲーム等のアカウント
22. ビットコイン (Bitcoin)、モナコイン (Monacoin) 、リップル (Ripple) 等の暗号通貨
23. 金融系情報商材・ツール及び関連商品・サービス
24. 身体機能検査キット、医療機器 (医療用具) 、医薬品、また国内で販売が禁止されている医薬品  
(ただし、薬事法上の高度管理医療機器の販売業許可を得ている商品で当社から事前に販売許可を得ているものに関しては販売を認めます。)
25. 人体及び人体の一部
26. 動物の生体及び生体の一部、生物  
(ただし、魚類、昆虫のうち、適法に販売することができるものに関しては販売を認めます。)
27. 象牙及び象牙製品全般 (製品の一部に象牙が用いられているものなどを含みます)  
並びに希少野生動植物種の個体等のうち、種の保存法に基づいて必要とされている登録等がないもの。
28. 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
29. 販売に際して法律で義務付けられている許認可、免許、資格等の条件を満たしていない商品
30. 公序良俗に違反する商品
31. 寄付・募金等の対価となる役務提供がない商品
32. 実際の商品と商品説明・商品画像が著しく異なる商品、または説明が不明瞭な商品
33. その他取引することが法令  
(特定商取引に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約  
その他関連条約等あらゆる法令を含む) に違反する商品)
34. その他、当社が適切ではないと判断した商品